

令和3年 第12回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年12月24日(金)

令和3年 第12回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年12月24日(金)		開催場所	上里町役場4階 大会議室	
開議時刻	午後1時30分		閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕		議事参与者	吉澤英彰	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：関口博之 産業振興課課長補佐飯塚宏志 主任：相川憲一 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>事務局 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第12回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号12番 塚本 房雄 委員 議席番号1番 岩田 保 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は2件になります。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、1, 466㎡、農業振興地域外の白地であり、地目は田、譲受人の居住地から申請地までは約200m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は205,070㎡、うち自作が195,823㎡、借受地が9,247㎡でございます。従業者数は8人、機械に関してはトラクター7台、耕うん機3台、田植機2台等を所有し、作付品目は米、野菜とのことです。譲受人は25歳の兼業農家であり、効率的に農業を行う為申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇 △△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、667㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約3km、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は4,883㎡、うち自作が3,855㎡、借受が1,028㎡でございます。従業者数は2人、機械に関してはトラクター1台、田植機1台を所有し、作付品目は米・野菜とのことです。譲受人は71歳の専業農家であり、以前より管理を依頼されてい</p>

		た農地を取得するため申請となりました。
議 長		以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
坂本 茂 委員		1 番について 問題ありません。
金井てる子委員		2 番について 問題ありません。
議 長		ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
坂本 茂 委員		1 番を見に行っただのですが、これは通常宅地になる土地なんですよ。農業振興地域外ですから、すぐ宅地にできる土地なんです。農地法 3 条で申請した場合は、通常私達は農地並みの単価で売買されるというのが一般的に頭の中にあるんですよ。しかしこれは、実質はもう宅地の場所なので、申請が 3 条ですが、その辺の金額については、宅地並みの売買でやってるっていう解釈でいいんですよ。
議 長		事務局からお願いします。
事 務 局		議案案件の中に金額がないので、その金額がいくらかっていうのは特に問題にはしていませんが、3 条で買うので、宅地にするというよりも農地としてこれから使うということで 3 条で買ってるものですから、そのように見ていただいて良いかと思います。
坂本 茂 委員		ちょっとまって下さい。この土地を、3 条の通常の農地並みの単価で買ったってことですか。いくらで買ったかという事を聞いているのではないです。

<p>日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>すいません。今までの農業委員会の中で、以前のことを踏まえて公表ができないという形です。その話はまた今日のその他の中でまたお話させていただければと思います。坂本委員さんのお話については、今回の意見につきましては、農地並みの価格で取引がありました。</p>
	<p>坂本 茂委員</p>	<p>そうですか。だけど、宅地だけ農地並みで買ったのかなと思ったらびっくりしました。すいませんありがとうございました。</p>
	<p>議長</p>	<p>他に質疑ありますか。</p>
	<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は通常案件3件、一時転用3件になります。</p> <p>1番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 蕨市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△外1筆 445㎡、地目は畑、権利内容は所有権移転の売買、転用目的は土地分譲用地、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、商業施設、医療施設、公共施設も近く、住宅需要がみこまれることから申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 499㎡、地目は畑、権利内容は25年間の使用貸借権設定、転用目</p>

的は建一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は借家暮らしをしており子供の成長に伴い手狭となったため、母所有の土地に住宅を建設したく申請するものです。

3番ですが、譲受人 群馬県〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 108㎡、宅地と一体利用です。地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅です。譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は借家暮らしをしており子供の成長及び親の面倒を見るため実家の前の父所有の土地に住宅を建設したく申請するものです。

4番ですが、譲受人 東京都〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です外1名。土地の所在は大字〇〇△△△外2筆 4, 532.36㎡です。地目は畑、権利内容は2年6か月間の賃貸借権設定、転用目的は天然ガスパイプラインの新設。形態は新設、申請地は農振農用地になります。譲受人は天然の供給事業を行っておりますが、東京ラインの複線工事に伴い、農地を一部借用して、施工するため申請するものです。こちらの案件につきまして、普通の住宅の転用とは違い特殊なケースでございました。担当委員さんの方からも議案書をいただいたが現地調査をする上で、何ができるんだろう、どうなんだろうと言うご質疑がございました。確かにこの議案書だけでは、なかなか把握できないところもあり、大変ご迷惑おかけしたところでございます。こういうレアなケースや、内容をもう少し知りたいという件につきましては、今後ともご連絡をいただいたり、今現場にいるのだけどどうなんだとお話をいただければ、事務局の方でご協力をさせていただき、こういう事業ですとご説明や、図面を見せて欲しいと言う場合には、ご覧いただくという形で対応していきたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。4番の案件はガスの送水管のバイパス工事に伴う一時転用という内容でございます。

5番ですが、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏外7名です。土地の所在は大字〇〇△△△ 17, 310㎡になります。地目は田、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場、原石置場、搬出入路です。形態は継続、申請地は農振農用地になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。

6番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△ (株)〇〇 〇〇 譲渡人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇△△△ 785㎡のうち142.45㎡になります。地目は畑、権利内容は1

		<p>年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路です。退避場になります。形態は継続、申請地は農業振興地域内の第1種農地になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p>
	議 長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、4番の案件につきましては吉澤英彰委員が議事の対象者であることから審議に加わることができませんので、まずは4番を除いた審議といたします。それでは4番以外の担当地区の委員どちらかの意見ををお願いします。</p>
	坂本 茂 委員	<p>1番について 問題ありません。</p>
	木村 信雄委員	<p>2番について 問題ありません。</p>
	坂本 茂 委員	<p>3番について 問題ありません。</p>
	立石 満委員	<p>5番、6番について 問題ありません。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	細井 登委員	<p>5、6番の〇〇〇〇の件ですが、前回の会議で、東大御堂集会所の東側の表土置場の県道への接続点の藪の枝がずいぶん県道にでていてとアスファルト面に鉄板が引かれていて滑るんじゃないかと、この会議で申しましたがいずれも是正されておられません。どのような指導していただいたかお聞きしたい。</p>
	事 務 局	<p>〇〇〇〇の担当者に私の方からお話をさせていただきました。</p>

	<p>細井 登委員</p>	<p>竹藪につきまして、切るというお話をさせていただいております。鉄板につきましては私も見てわかりますので、その縞鋼板と言われる滑り止め等の対策もないので危険だという話もさせていただき、わかりましたという回答をいただいておりますので、また追ってお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>私は何回も言ってるのですが〇〇〇〇さんは、誠意が感じられないところが多々ある。ここは高校生等が、自転車で結構通るので、そこで、1m外れるってことは、車道側に1mです。そこへ例えば大型のトラックが、反対からこっちに来たとすると、どうしても中央寄りにはみ出るわけですよね。</p> <p>そういうことで、非常に危険も感じるようなところなんです。そのため一刻も早くやった方が良いのに関わらず、もう1ヶ月近く、放置されてるおり、誠意を感じられないですね。人が怪我をするかもしれないのだから、直ぐにやれば、半日も掛からないでできるようなところなんです。よろしく願いいたします。</p>
	事務局	その点は地元の要望というような感じも含めまして、強くお話の方をさせていただきたいと思います。
	議長	外に質疑ございませんか
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議長	続きまして、案件4番の審議に入りますが、吉澤英彰委員におかれましては、本人が議事の対象者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退出をお願いいたします。 ～吉澤委員退出～

	議 長	それでは4番の案件について、担当地区の委員どちらかの方より、現場確認の報告をお願いします。
	菊地 宏利委員	4番について 現在稲の収穫後できれいになっております。近隣への配慮というのがあるのですが、壁をつくるとか、危なくないようにするとかっていう指導はするのですか。他には異常ありません。
	事 務 局	こちらの申請を受ける段階で、5条の申請ということなので、最終的な許可は県知事になりますから、この申請がその基準に合ったものかどうかというのは、県の担当再度と事務局の方で十分練っております。その中で、騒音や振動はどうか。安全対策、他の農地に対する影響はどうなんだというのも全部加味した上で申請に至っているものでございます。 今回も塀をゆって安全対策をする。シーリングマシンを添えることによって多少騒音・振動があると思いますのでこちらに関してもしっかりと協議をさせていただいております。
	議 長	質疑のある方は順次発言をお願いします。
	塚本 房雄委員	深さは何メートル位の所を掘るのですか。
	事 務 局	地盤から約5メートル下が入口になります。そこから掘って行って、川底につきましては何メートルかは私の方で把握はしてないですけども、当然深くなって行くと思いますので、入口と出口につきましては、地下5メートル位とお考えいただいてもよろしいかと思います。
	木村 信雄委員	シーリングマシンって言うと、横に掘ってゆく機械だと思うんですけども、どのぐらいのパイプ径なんですか。5メートルだとそんなに径が大きいような気がします。
	事 務 局	うちの方でいただいている図面では、直径につきましては、3,180とありますので3,000ミリですね。管の中心ではなくて管の上部から5メートルです。

	木村 信雄委員	そこから道路沿いにいれるのですか
	事 務 局	今回の申請地から、道路がすぐ脇にあるんですが、道路の方にずっと沿って、道路に入りましたら今度は道路をずっと縦断していきます。
	木村 信雄委員	道路の下をとおるのですか
	事 務 局	そうです。今既存の大御堂とか長浜を通っているパイプラインは昔伏せたので、農地の真下とか道の中に入れてというのが現実なんですけど、今やってるのは全て官地の中に含めています。ただ中には一部どうしても民地を必要とする部分はあるので、こちらの場所につきましても、本当は官地の中で、全て工事も、埋設もやるのが本来思わしい現状があるんですが、あそこの通りを立て坑を掘って、シーリングマシンを据えて工事をするとある程度の規模の大きさが必要になる。そうすると、あの辺で広い官地がないものですから、どうしても一部農地を借りた状態で、そこから掘り出すという事です。
	議 長	他に質疑ありませんか。
	立石 満委員	天然ガスというのは、この上里町では使えないんですか。、
	事 務 局	はい、この近所では、本庄早稲田駅のところに本庄ガスというタンクがあるかと思います。本庄ガスなんかも、新潟から東京へ送られる送水管の一部から分岐をさせていただいて、本庄ガスがガスを買って、都市ガスとして配ってるわけです。上里は本庄ガスでも確かウニクスの周辺まで管を持ってきてるというお話は聞いたことがあります。上里でいうとプロパンガスがほとんどだと思います。都市ガスを使ってる家はまずないのかなと思われま。今後の話ですが、上里に本庄ガスみたいに、事業者になって、みんなに都市ガスとして配りたという事業者さんがいれば、そういう話もなきにしもあらずかと思いますが、現時点では、上里は管が通るだけという状況です。

<p>日程第4 議案第35号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて</p>	議	長	他に質疑ありませんか。	
	議	長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～	
	議	長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～	
	議	長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。吉澤英彰委員の復席をお願いします。	
	議	長	日程第4 議案第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）について、事務局による説明を求めます。	
	事	務	局	<p>【議案説明】</p> <p>今回県の農林振興センターより、担い手タイプという手法で〇〇〇〇、〇〇〇〇等が借りている農地について農林公社を通じての貸し借りをしたい旨の要望がございました。本議案は、農林公社へ農地を貸し付ける旨のものでございます。過去に推進した地区から未実施地区を併せまして47筆80,615㎡になります。農林公社へ農地を貸し付けるには、農業委員会の承認が必要でございますので、審議の程、よろしく願いいたします。</p>
	議	長	事務局から説明がありましたが、吉澤英彰委員におかれましては、本人が議事の対象者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退出をお願いいたします。 ～吉澤委員退出～	
	議	長	それでは質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。	

日程第4 議案第36号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に ついて	議	長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～	
	議	長	ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～	
	議	長	挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。	
	議	長	日程第5 議案第36号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、事務局による説明を求めます。	
	事	務	局	【議案説明】 先ほどご審議いただき、農林公社への農地の貸し付けが承認されたところでございますが、本議案はその農地を農林公社が耕作者へ貸し付ける旨の議案となっております。10ページから15ページになります。農林公社から耕作者への貸し付けについても農業委員会の承認が必要となっておりますので、審議の程、よろしくをお願いいたします。
	議	長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。	
	議	長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～	
	議	長	ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～	
	議	長	挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。吉澤英彰委員の復席をお願いします。	
議	長	以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。		

[その他]	議 長	<p>続きまして、その他として事務局よりお願いします。</p>
	産業振興課 相川主任	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興プロジェクトの進捗状況報告について ～内容について説明～
	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法3条4条5条の情報開示について ・次回の定例総会について 1月25日(火)午後1時30分～
[閉 会]	会 長 代 理	<p>以上ですべての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年12月24日

議 長

印

(塚本 房雄 委員)

署 名 人

印

(岩田 保 委員)

署 名 人

印